

墨田区職員定数条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 区長等の事務部局の職員 <u>1,882人</u> (2) 幼稚園の園長及び教員 18人 合計 <u>1,900人</u> 2 休職、公務災害休業、育児休業、大学院修学休業、配偶者同行休業、派遣、併任及び6月以上の職務に専念する義務の免除の場合の職員は、定数外とする。 3 [略]	[同左] 第2条 [同左] (1) 区長等の事務部局の職員 <u>1,844人</u> (2) 幼稚園の園長及び教員 18人 合計 <u>1,862人</u> 2 休職、公務災害休業、育児休業、大学院修学休業、派遣、併任及び6月以上の職務に専念する義務の免除の場合の職員は、定数外とする。 3 [略]

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。